

## 企 画 広 報 部 関 係

平成 19 年度においても、引き続き車券売上が減少し、16 年連続の減少となった。対前年度の減少率は、前年度は 2%を下回る減少率に止まったが、2.4%と下げ幅は広がっている。また、1 日あたりの車券売上は、開催節数の削減にも関わらず対前年度比 1.2%の減少となった。

しかしながら、FⅡ開催の車券売上は、12 レース制を実施した 20 年 1 月以降、対前年同期比 115.6%（同 1 日平均 128.4%）と大きく上昇し、その影響によって年度を通じても対前年度比 98.9%（同 1 日平均 99.5%）と総売上高を下回る下げ幅となっており、下げ止まりの気配を見せている。

このような状況のなか、施行者収益の確保と経営の健全化を目指し、平成 17 年度に策定された「競輪・オートレース事業活性化プラン」に基づき、日自振交付金の改正、開催規模の見直し、選手賞金の改正、各種広報活動等諸課題の改善に向け、次の業務に取り組んだ。

### 【企画課】

- 自転車競技法及び小型自動車競走法の改正により、日本自転車振興会交付金還付制度が創設され平成 19 年度が還付実施の初年度となったことから、本会では、経済産業省と同制度の運用及び申請方法等に係る協議を随時実施、また施行者調査等を行い、交付金還付申請マニュアルの作成に協力した。

また、同マニュアルを基に、経済産業省を招き、東西 2 会場において還付制度施行者説明会を開催した。

還付制度初年度については、全施行者において、平成 18 年度日自振 1・2 号交付金納付額の 3 分の 1 となる満額（総額では約 84 億円）が還付された。

- 初年度の還付制度の申請内容の結果、同制度が終了する平成 22 年度までに競輪事業が実際に活性化されていない場合、その後の交付金制度に関する要請が困難となる懸念があると同時に、そもそも競輪事業活性化は喫緊の重要課題であることから、施行者自らにおいて、還付金を活用した効果的な活性化事業を早急に検討する必要性が発生したことから、各地区施行者及び本会の職員から構成する活性化事業検討プロジェクトを立ち上げることとし、平成 19 年 12 月末の理事・地区協議会会長懇談会に提案し、了承された。

同プロジェクトにおいて平成 20 年 6 月末に活性化事業を策定することを目途とし、平成 19 年度においては 3 回の活性化事業検討プロジェクトを実施し、具体的な検討項目を絞りこんだ。

平成 19 年度までの協議結果については中間報告としてまとめ、本年 4 月上

旬に理事に対して報告を行った。

- 開催規模の見直しについては、平成 18 年度と同様に、F II 開催 35 節の削減が決定していたが、更なる F グレード開催削減については、F II 問題検討委員会（座長＝若井車両課長）において、平成 20 年 1 月から F グレード開催を全て 12R で実施し、平成 19 年度は各場 1 節の削減が確認されていたが、19 年 7 月に最終確認がされた。

また、平成 20 年度は各場 4 節を削減することが、平成 20 年 3 月 27 日の第 139 回中央登録競輪選手制度改善委員会（以下中選委）で最終確認された。

- 平成 20 年度選手賞金については、「競輪・オートレース事業活性化プラン」に基づき、売上に連動した賞金総額の決定方法、雨天時の特別出場手当、下位賞金の廃止等、優勝劣敗とする賞金体系の改正を主張する本会と現行賞金の増額を要望する日競選との交渉は、最終期限まで合意が得られなかったが、第 139 回中選委において、委員長(委員長代理＝若井車両課長)提案が行なわれ、これを全会一致で了承し、賞金総額 381.9 億円が決定した。
- 調査統計業務については、開催収支関係業務を中心に、34 条報告関係のデータの整理、コストに関する調査、競輪場廃止に伴う訴訟関係の情報収集を行い、施行者に対して情報提供を行った。

#### 【広報課】

- 競輪事業活性化プランの広報活動の見直しに基づき、本年度から本会と日自振の役割分担を明確にし、G グレードレースにおいて本会は新聞を主体とした広報宣伝により売上増進、休眠ファンの呼び戻し、新規ファン拡大を図るための広報活動を行った。
- 競輪場、場外車券売場等における新規顧客の獲得を目的とした初心者教室やイベントなど競輪事業の活性化に資する事業に対し、助成を行った。
- 「特別競輪等における広報宣伝ガイドライン」に基づき、20 年度における先行実施のための事業計画を策定した。
- 12 レース制の導入、S 級 S 班の創設に伴い、各種媒体において P R を行いファンへの周知を行った。

## 業 務 部 関 係

業務部では、産構審競輪事業活性化プランの中の課題（開催規模の適正化、場間場外発売経費率、投票方法等によるサービスの充実、民間委託の推進（電話投票業務含む）および顧客サービスの徹底等）、特別競輪等の見直し、日程調整、各場の施設調査、従事員関係について、開催等日程調整委員会のほか、情報システム等整備委員会、労務対策委員会等を中心に協議・検討し、施行者及び関係機関等と調整を行った。

また、場間場外車券の発売の多様化と民間委託化の拡大等により、開催業務に関する委託に係る臨時従事員の雇用関係等多岐に亘る課題があることから、関係委員会を横断的にした検討部会を設置して、諸課題を検討することとなった。

### 【業務課】

- 活性化プランでの課題である、「記念競輪開催期間の週末に普通競輪を開催する」ことをルール化し、開催日程の設定を行った。
- 開催節数削減が年度途中に行われたことに伴い、年間開催節数の変更、12R制への移行により、開催限度節数が狭められたが、日程調整を円滑に終えることができた。
- 2008年北京オリンピック協賛競輪9節の開催日程を設定、場外発売協力を要請し、拠出金予算額を確保した。
- 競輪臨時従事員等の労務問題については、情報収集に努め、施行者に提供した。

### 【情報施設課】

- 車両情報システムは、平成19年10月10日のノーケイリンダーにシステム移行を実施したフェーズ2が本格稼働し、競技系情報システムの機能を大幅に改善した。  
また、インターネット投票関連再構築では、前日投票システムを開発し、20年3月に試行的に実施した後、日本選手権競輪（静岡）の準決勝・決勝レースの発売から本格導入となった。
- 競輪のレース映像関連作業部会を設置し、レース映像の全场ネットワーク化・インターネットライブ中継・衛星放送事業の3点を一元化することについて検討を行った。
- 競走路が雨天時に滑りやすいとの苦情が多く寄せられたことを受けて、第三者機関にすべり抵抗値の測定調査を依頼し、その報告に基づいて関係団体と協議を重ね、競走路の保護シーリング材の施行及び管理に関する指針を策

定することとなった。

- 20年1月から実施されることとなった12レース制に伴い、参加選手の増加に伴う管理関係施設（選手宿舎・選手控室・検車場・ハードケース置場）の施設改修が必要となった競輪場（27箇所）に対し、施設改修費の5分の1（5分の4は自普協）について助成を行った。
- サイクルテレホン事務センター業務については、経費削減と販売促進に向けて、19年度から本会が施行者から直接受託することとなり、全施行者と本会が直接契約を結ぶことで、より円滑な業務体制を確立することとなった。
- 民間所有の競輪場・専用場外車券売場における諸問題について、関係協議会で検討がなされた。
- 専用場外車券売場は、「サテライト門川」「サテライト宮城」「サテライトきもつき」「サテライト阿久根」の4箇所が新規開設した。  
また、「サテライト武雄」が移転し、鴨島SCが「サテライト鴨島」としてリニューアルオープンした。
- 包括民間委託については、19年度実施を含めてこれまで実施した競輪場の実態調査を行い、「競輪の民間包括委託に係る実態調査報告」として取りまとめた。
- ポイントカードは、ポイントの加算を平成19年9月30日をもって終了することが決定し、お楽しみ抽選交換期限を10月31日とし、景品交換期限を12月31日とした。

## サイクルテレホン事務センター管理室

サイクルテレホン事務センターは、関係団体の協力のもと、自転車競技会によって業務運営が行われてきたが、平成 19 年度から施行者が電話投票業務を本会に委託し、本会から民間会社〔株産経新聞メディックス〕へ業務の再委託を行うことにより、業務の効率化と電話投票会員へのサービス向上を図った。

## 保 安 室 関 係

平成 19 年度は、より一層安全で安心して楽しめる場環境の実現を図るため、自衛警備関係者のレベルアップに努めるとともに、場内秩序を乱し、また、そのおそれのある者に対する入場禁止・退場命令措置等を的確に実施して、場内秩序の維持向上に努めた。

また、予測し難い地震災害等の発生に備えて、装備資機材の点検、整備及び想定訓練の実施等の諸施策を推進した。

## 総務部関係

平成19年度は、本会運営の円滑化と効率化を期するため、総会等の各種会議を開催し、施行者の意見を集約して事業計画に基づく諸事業の推進に努めた。

さらには、関連する諸問題解決のため関係団体との諸会議を開催したほか、全国公営競技施行者連絡協議会の事務局として、公営競技運営の情報交換・連携に努めた。

### 1 会員（施行者）の現況

#### (1) 会員数

平成20年3月31日現在の会員数は、49団体（地方自治体数62）である。

#### (2) 自転車競技法第1条の規定に基づく市町村の指定

平成19年3月30日付で自転車競走が実施できる地方自治体のうち、指定期限の切れる11市に対して、総務省（号外第67号）告示がなされた。

都道府県名	市名	自転車競走が行うことができる期限	条件
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	平成20年3月31日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

## 2 役 員

首長等の退任に伴う後任者の選任及び任期満了に伴う改選が行われ、平成19年6月20日開催の第1回通常総会及び定款第20条第1項第6号の規定により、次のとおり選任及び報告を行った。

### 第1回通常総会

(敬称略)

(理 事)	青 木 久	(再任、立川市長：関東地区)
(理 事)	大 西 秀 人	(新任、高松市長：四国地区)
(評議員)	荒 井 正 吾	(新任、奈良県知事：近畿地区)
(評議員)	朝 長 則 男	(新任、佐世保市長：九州地区)

### 平成19年9月8日付

(理 事)	清 水 庄 平	(新任、立川市長：関東地区)
-------	---------	----------------

### 平成19年10月24日付

(理 事)	羽 田 慎 司	(新任、神奈川県競輪組合管理者 ・神奈川県副知事 ：南関東地区)
-------	---------	--

### 3 事務局執務体制

本会の事務局は、3部1室をもって組織し、職員の適正配置を図り、事業運営の円滑化に努めた。職員の配置状況は下表のとおりである。

事務局職員配置・異動状況表

区 分 概 要	事務 局長	総務部	企 画 広報部	業務部	サイクルホン 事務センター 管理室	保安室	合 計
平成 19 年 4 月 1 日現在	1	8	13	8	3	3	36
平成 20 年 3 月 31 日現在	1	8	13	7	3	3	35
平成 20 年 3 月 31 日付け 退職者	0	3	1	0	2	1	7

### 4 諸会議の開催

19 年度の事業計画推進に伴う、本会運営上の問題解決のため、総会（2 回）、理事会（7 回）、評議員会（3 回）、地区協議会会長会議（2 回）、相互補償審査委員会（1 回）、各種委員会等を開催した。

その他競輪事業の円滑かつ効果的、効率的な運営に向け、関係団体の各種会議に出席し、施行者の要望の反映に努めた。



## 5 競輪活性化対策

### ○ 競輪政策決定会議

平成 14 年 4 月発足。

- 目的 : ① 顧客第一主義  
② 競輪事業の経営基盤安定

平成 19 年度は、競輪政策決定会議が 4 回開催された。

#### 第 1 回 (持ち回り)

- (1) 開催日時 平成 19 年 8 月 2 日 (木)  
(2) 議 題 「〇〇県自転車競走実施条例 (例)」および「〇〇県  
自転車競走実施規則 (例)」の一部改正について

#### 第 2 回 (持ち回り)

- (1) 開催日時 平成 19 年 9 月 12 日 (水)  
(2) 議 題 ガイドライン
- ・ 「〇〇県自転車競走実施規則 (例)」
  - ・ 「〇〇県自転車競走における電話投票実施規則 (例)」
  - ・ 「自転車競技法第 1 条第 6 項に基づく事務の委託に関する規則 (例)」
  - ・ 「競輪場施設改善指針」
  - ・ 「競輪場美化運動推進指針」
  - ・ 「予備選手の競輪参加について」
  - ・ 「〇〇県自転車競走における在席投票実施規則 (例)」
- の一部改正について

#### 第 3 回 (持ち回り)

- (1) 開催日時 平成 19 年 12 月 19 日 (水)  
(2) 議 題 2008 年北京オリンピック日本代表選手応援協賛競輪に係わる概定番組及び賞金の変更について

#### 第 4 回 (持ち回り)

- (1) 開催日時 平成 20 年 2 月 13 日 (水)  
(2) 議 題 ガイドライン
- ・ 「〇〇県自転車競走における電話投票実施規則

(例)」の一部改正について